

令和5年度第2回自立支援協議会定例会議事録

開催日：令和5年10月20日（金）

時間：午後3時より

場所：荒川区町屋文化センター3階第3・第4会議室

事務局：

定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第2回荒川区自立支援協議会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます障害者福祉課長です。よろしく願いいたします。最初に福祉部長よりご挨拶を申し上げます。

福祉部長：

本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。今日は本年度第2回目の自立支援協議会ということで、障がい者総合プランの素案がある程度まとまりましたので、ご報告・説明を差し上げたいと思っております。この委員のメンバーの方の中には障がい者プラン策定委員を兼ねている方もいらっしゃると思うので、重複するところをご容赦いただければと思っております。区としては今後12月頭に議会の常任委員会にかけて集中審議をいただくといった段階で、まだまだこれからもうちょっと詰めていかないといけない部分があるかと思っておりますので、いろいろ意見交換させていただければと思います。障がい者プランはじっくり慎重に取り組んでまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

事務局による資料の確認（次第・資料1.プランの概要版・資料2.プランの素案の冊子・参考資料1. 2）

事務局：

では議題に入らせていただきますが、ここからは、本日の進行を自立支援協議会の会長であります会長にお願いをいたしますので、よろしく願いいたします。

会長：

10月12日に第3回の荒川区障がい者総合プラン策定委員会が開催されました。その中で障がい者に対する震災時の備えとか、バリアフリーあるいはヤングケアラー等々の問題が挙げられております。今後の方向性を示す新たな施策も提出があります。この自立支援協議会の役目が今後ますます重要になってきたと感じております。『基幹相談支援センター』が中心となって地域包括ケアシステムを回していく。そういう意味で、今一度弱者の視点を考慮していただき、本日も有意義な会としていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして令和5年度第2回荒川区自立支援協議会を開催いたします。最初の議題は障がい者総合プランの素案の報告についてです。それでは事務局からご報告をお願いいたします。

事務局：

障がい者総合プランの素案についてご報告をさせていただきます。ページ数がかなり多くなっておりますので、第1章から4章までをまず説明させていただきます。一度質疑を挟んで第5

章の説明をさせていただきます。

それでは資料2.素案のご説明をさせていただきます。まず、目次がございまして、本プランの構成としましては1章から5章と資料編となっております。

まず1ページ、第1章.策定の概要となっておりますが、前回お渡しした内容と同様ですので詳細は割愛させていただきます。1ページから7ページまでの間で策定の趣旨やプラン位置付け・対象・プランの期間・プランの推進などについて記載をしております。

続きまして9ページ、第2障.障がい者・障がい児等を取り巻く状況について触れております。次に11ページからは第1節.障がい福祉に関する制度・施策の変遷について、区のプランの計画期間にあった区の取り組みなどについて時系列に記載をしております。19ページ、第2節.統計資料から見る状況ですが、区の人口や障害者手帳所持者の推移などを記載しております。25ページ、こちらは令和4年度に実施いたしました障がい者実態調査の結果と概要を記載しております。こちらにつきましても前回配布した内容と重複するものがありますので詳細は省略させていただきます。

続きまして、少し飛びまして71ページ、第3章.プランの基本的な考え方について記載をしております。こちらの内容ですが、基本理念・基本目標・基本方針については、前回の障がい者総合プランを継承しつつ、基本方針に紐づく各施策において新しい取り組みや充実を図ることとしております。また77ページ・78ページは国の基本指針の主な見直し内容をまとめたものを記載しております。

続いて79ページからは、第4章.基本理念等に基づく施策になっておりまして、こちらを重点的に今回ご説明させていただきます。81ページ、施策の体系図を記載しております。網掛けとなっている9カ所の施策については、区として優先度の高い施策として重点施策に位置付けておりまして、82ページ・83ページを見ていただきますと、重点施策の考え方や方向性を記載しております。これらについても前回の策定委員会で配布させていただいたものとなっております。

それでは各施策の説明をさせていただきますが、時間の都合上、主な施策をご説明させていただきます。まず84ページ、「総合的な相談支援体制の充実」ですが、この資料の作りとしましては(1)主な現行事業、(2)現状と課題、(3)今後の方向性を記載する作りとなっております。これ以降では(3)方向性について主に重点的にご説明をしております。86ページ、(3)今後の方向性については、一つ目の○、基幹相談支援センターによる相談支援事業所や関係機関からの相談に対する専門的な支援・助言やネットワークの構築・強化など、相談支援体制の強化に取り組んでまいります。三つ目の○を見ていただくと、地域生活支援拠点等の連携強化や地域生活支援の体制整備の中心となる「地域生活支援拠点等コーディネーター」の配置を行うこと。四つ目の○、一層の安心・安全な運営を確保するために支援センターアゼリアの建て替えの検討などについて取り組んでまいります。

93ページ、「震災等の備え」ですが、(2)現状と課題の二つ目の○の表では、先ほど申し上げた実態調査の結果について一人で避難できない方、かつ援助者がいない方が確認できている状況です。

また94ページ、一番上の○、令和4年度に災害時に人工呼吸器の使用ができるように日常生活用具の品目の拡大を行いました。(3)今後の方向性ですが、避難所での避難訓練や備蓄品等強化するとともに、三つ目の○、避難の支援が必要な方を把握し、災害時の対応の迅速化を図る。避難行動要支援者登録事業について随時登録を進めつつ、登録を受けた方に係る災害時の支援に必要な情報をあらかじめ記載する個別支援計画の作成率向上を図ってまいります。

次に95ページ、「意思疎通支援の充実」です。前回までの委員会でもご意見がございました、手話通訳派遣制度の見直しなどが課題となっております。96ページの今後の方向性では二つ

目の○、手話通訳者等の派遣事業について要望に応じた派遣が円滑に行えるよう、年10回までとしている派遣回数制限を撤廃するとともに、制度の安定的な運営に向けて、手話講習会を開催するなど人材育成に取り組んでまいります。

101ページ、「グループホーム等の居住支援の推進」でございますが、令和5年度には重度グループホームに対する施設整備補助事業を開始しておりますが、102ページの今後の方向性を見ていただきますと、障がい者グループホーム等施設整備事業の制度周知等を行うほか、課題である建設用地の確保について、公共用地の活用を積極的に検討するなど、重度障がい者を受け入れるグループホームの確保を進めてまいります。

続きまして108ページ、「在宅系サービス等の提供」です。こちらは在宅系サービスについてまとめている施策でして、(3)の今後の方向性のところの一番下の○については、自らがヤングケアラーであるという認識をしていない場合もあることから、関係者が「気づく」ということに対しチェックリストを作成し確認を行っていき支援に繋がります。

110ページの「本人、保護者への経済的な支援」については、前回の検討委員会でも精神障がい者の経済的困窮についてご意見がございました。それを踏まえ(3)の今後の方向性では精神障がい者の経済的支援のため、心身障がい者福祉手当について精神障がい者へ対象拡大する旨を記載しております。

続きまして112ページ、「障がい児支援の充実」ですが、113ページ、今後の方向性をご覧くださいと、一つ目の○、荒川たんぽぽセンターを『児童発達支援センター』へ充実させ、地域の障害児通所支援の中核的な拠点とし、専門的な支援の機能強化や一般の障害児通所支援事業所への援助・助言・関係機関との連携体制の強化、そして地域全体の支援体制の強化を図ってまいります。また併せて療育定員の拡大を行って障害児通所支援の利用者の受け皿の拡大を図ってまいります。

次に116ページ、「医療的ケア児等の支援」についてであります。(3)今後の方向性を見ていただきますと、二つ目の○では、「医療的ケア児等地域コーディネーター」や「医療的ケア児等家庭家事サポート事業」、留守番看護派遣事業など、必要な方が必要な時に支援が受けられるよう、支援に係る情報発信を行ってまいります。また四つ目の○、医療的ケア児等の方は、ストレッチャーですとか車いすなどいろいろ苦勞する方がいらっしゃいますので、外出支援に向けた環境整備を行う旨の記載をしております。

続きまして121ページ、「就労支援の強化」です。122ページ、今後の方向性の一つ目の○、令和8年度までに障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げになるということで、『じょぶあらかわ』による就労及び生活面での支援を行うとともに、関係機関との連携を強化して支援体制の強化を図ってまいります。また三つ目の○、就労を希望する方のニーズや社会状況に対応した、よりきめ細かい支援を提供するため「就労選択支援」が新設されるということで、このサービスに向けて関係機関との連携体制を構築してまいります。

続きまして125ページ、「同行援護・行動援護・移動支援」についてです。移動支援については利用者のニーズを把握するとともに、移動支援を実施する事業とのマッチングを支援するなど、事業を充実していくほか、同行援護についてもヘルパーの確保・質の向上を図るために人材の確保・育成に努めてまいります。

雑駁ではございますが以上で、まずは1章から4章までのご説明となっております。

会長：

今お話しいただきました膨大な内容なのですが、現状と今後の方向性という形で明確に示していただきました。今までの障がい者総合プランの第1章から第4章までの内容についてご質問が

あればお願いいたします。特にございませんでしょうか。

副会長：

今のお話の速さだと、少し速い気がします。通訳さんも困るかもしれませんので、もう少しゆっくり話して説明していただけるとありがたいです。よろしくお願いいたします。

会長：

次に総合プランの第5章について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

失礼いたしました。もう少しゆっくりご説明するようにいたします。それでは続きまして第5章以降のご説明です。133ページ、第5章.国の示す基本方針に基づきまして各自治体で成果目標・活動指標を設定するものとなっております。こちらでは今回の素案におきましては前期計画の実績評価に加えまして、令和8年度までに達成するものとして国が示した成果目標・活動指標について区の目標を設定してその目標を達成するための方策などを新たに記載しております。

135ページからは成果目標について記載をしております。国が示している成果目標は大きく七つありまして、それぞれを次のページ以降に記載しております。まず136ページ、(1)「施設入所者の地域生活への移行」ですが、資料の見方ですが、両開きにしていただくと左のページが令和3年度から5年度、いわゆる前期計画の実施状況を記載したものとなります。右手のページが、今回策定する計画となる令和6年度から8年度までの目標などを記載したページとなっております。左にある令和3年度から5年度までの実施状況は、前回と内容が重複する部分がありますので割愛させていただきまして、右のページの部分について説明をさせていただきます。

まず137ページ、「区の成果目標」ですが国の成果目標をベースとしつつ、令和8年度末時点で令和4年度末の施設入所者数116名のうちの7人(6%)を地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点入所者数から6人減少させることを目標として設定いたしました。実施状況は、地域移行者数は令和8年度までに7人の地域移行となるように各年度の数値を設定しております。また施設入所者数も令和8年度までに6人減少となるよう数値を設定いたしました。今後の取り組みですが、障害区分認定調査時にも、訪問する施設入所者に対し、地域で暮らして行きたいかどうかの意向確認などを行うとともに、施設から入所者に対する聞き取りを行いまして、地域移行の可能性の模索などを行っていき、地域移行の促進に取り組んでまいります。

続きまして138ページ、(2)「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」です。139ページの令和8年度までの区の目標は、精神障がいにも対応した包括ケアシステムの理念の下、保健医療・福祉関係者による地域課題の共有やその解決に向けた協議を行うとともに、協議の場における目標設定及び評価を行い、地域のニーズに対応した支援体制の構築を目指すことを設定しております。また今後の取り組み及び方策については、精神障がいにも対応した包括ケアシステムの構築をより具体的にするために、引き続き協議の場を通じて地域のニーズを把握するとともに、地域課題の共有や解決に向けた検討を行い、精神障がいの方が安心して暮らせる地域となるよう、支援体制づくりを行ってまいります。また協議の場において精神障がいにも対応した包括ケアシステムの構築に向けた目標設定や強化を行ってまいります。

続きまして140ページ、(3)「地域生活支援の充実」ですが、141ページの区の成果目標としては二つあります。まず一つ目は①.地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実として、区の成果目標としては引き続き地域生活支援拠点の施設間及び職員間の連携を強化し、相談や緊急時

の対応機能の充実及び地域一体となった支援体制を構築してまいります。②.強度行動障がい有する者への支援体制の充実、今回の計画から新設された目標となっております。区の成果目標としては強度行動障害を有する障がい者が地域で生活していけるように、支援ニーズの把握を図るとともに、関係機関との連携など支援体制の構築をしてまいります。今後の取り組み及び方策ですが、一つ目の○、二つ目の○、自立支援協議会の相談支援部会のワーキンググループなどを通じて課題共有やPDCAサイクルに基づいた運用状況の検証や検討を行ってまいります。また四つ目の○、強度行動障がい有する障がい者について支援ニーズの把握を行い、そのニーズに基づいた支援体制の構築を検討してまいります。

続いて142ページ、福祉施設から一般就労への移行等ですが、143ページ、区の成果目標については、いくつかの国の基本方針に基づいて設定しております。実施状況の部分を見ていただきますと、それぞれの項目について令和3年度の実績から何倍という形で令和8年度の目標値を設定しております。例えば就労移行支援事業等による一般就労移行者数は、令和3年度の実績が53名になっております。令和8年度までに1.32倍としまして、令和8年度では70名という目標にしております。

続きまして144ページ、障害児支援の提供体制の整備等で、145ページの成果目標を見ていただきますと、四つ設定しております。一つ目は児童発達支援センターの整備、二つ目は障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進、三つ目は主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保、四つ目は医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置・コーディネーターの配置となっております。いくつかすでに達成済みのものもありますが、今後の方策といたしましては、①.児童発達支援センターの整備では『たんぼぼセンター』を児童発達支援センターへと充実を行い、障害児通所支援の拠点となるよう取り組んでいくこと。また②.『たんぼぼセンター』による保育所等訪問支援等の実施を通じて保育所などと連携体制の構築を図り、インクルージョンの推進に取り組んでまいります。

続きまして146ページ、(6)「相談支援体制の充実・強化等」ですが、147ページをご覧ください。区の成果目標の一つ目は、基幹相談支援センターの設置及び相談支援体制の充実強化等に向けた体制の確保で、すでに基幹相談支援センターを区では整備しておりますが、引き続き基幹相談支援センターを中核として相談支援体制の充実強化などに向けた取り組みを進めてまいります。二つ目は今回の計画から新設されたもので、自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域づくりです。自立支援協議会や部会において事例検討などを実施しまして、地域サービス基盤の開発・改善等を図るため必要な体制の確保を目指してまいります。今後の取り組みですが、一つ目の○、基幹相談支援センターを中核として専門的な助言・援助やモニタリング結果の検証などを通じ、相談支援体制の充実強化に取り組んでいくほか、三つ目の○、地域サービス基盤の開発・改善などを図るため自立支援協議会や部会において事例検討を行い検討を進めてまいります。

続きまして148ページ、(7)「障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築」です。149ページ、区の成果目標ですが障害福祉サービス等に携わる区や事業所等の職員は、障害者総合支援法を念頭に、真に利用者が必要とする障がい福祉サービス等の提供と障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みや体制の構築を設定しております。今後の取り組み及び方策ですが、一つ目の○、「障がい福祉倶楽部」について掲示板・アンケート機能などを活用して事業所同士の情報交換・実態把握・結果の共有などに努めることや、三つ目の○、日々の業務の中、あと事業者連絡会を通じて課題などを事業者と共有し業務改善を図っていくほか、処遇改善加算の取得に対する指導を行うなどしてサービスの質の向上を目指してまいります。

150ページ、「活動指標（サービス見込量）」を記載しております。サービスごとの見込量を設定しているということで、かなり細かい数字になってしまいますので、説明は割愛させていただきますが、基本的にはこれまでの利用実績を踏まえて見込量を設定しているものになっております。簡単ではございますが説明は以上です。

会長：

それでは、ただいまの総合プランの第5章まで全て含めてご質問・ご意見がございましたらいただきたいと思っております。ありませんでしょうか。

委員：

4章か5章か分からないのですが2点あります。まず1点目、どこの資料で見たのか覚えていないのですが、結局計画相談の事業所が区内にいくつかありますが、結構いっぱいなのでセルフプランでやっている方もいらっしゃるけれども、これを何とか解決したいというようなことがどこかに書いてあったのです。荒川視力の方へ他区から一人区内に引っ越ししてまいりまして、実際に区に「どこか計画相談事業所はないか」ということで相談をしたところ、探してもらったのですがいっぱいだったのです。結果的には、事業所の中の一つが入れてくれて何とか解決はしたのですが、今の区の計画相談事業所の定員の現状を知りたいのが1点です。それから4章の最後の方に同行援護・行動援護と書いてありました。私も勉強不足なのですが視覚障がいの場合は同行援護で、あとは病院に通う場合は通院等介助という別の項目があるのです。「この違いが分からない」と会員の人にちょっと聞かれたのですが、同行援護が始まった時から病院の場合は通院等介助ということで、同行援護の時間にはカウントされずに通院等介助で付けられるということによく分かっているのですが、ここの違いを教えてくださいたいと思っております。以上です。

会長：

今ご質問があった一番目です。事業所の定員が現状満員であるということについて事務局いかがでしょうか。

事務局：

計画相談事業所の需要と供給の状況ですが、ご指摘の通り、場合によっては計画相談の担当が見つからないという状況があることは事実です。そういったことから、定期的に各相談事業所が集まって、その割り当てができていない方などにどこか受け持てる場所はないかどうか会議を開いたり、あとは人員育成ということで、何とか各事業所でできる人を増やせないかというところで支援をしたり、より効率的な運営で各事業所さんにおいてももう少し受け持てる相談数が増やせないかといった相談や会議を開いて、何とか供給を出そうというようにしているところです。あと、区でも少し計画相談を持つようなところも計画しておりますので、計画ができない方が一人でも少なくなるように全力を尽くしているところです。

会長：一番目の問題の回答はこれでよろしいでしょうか。

委員：はい。

会長：

それでは2番目の同行援護と通院等介助の違いについてよろしくお願ひしたいと思っております。

事務局：

同行援護につきましては、視覚障がい者の方のいわゆる社会参加のようなきにご利用されるような制度になっております。また通院等介助については文字通り通院される時にご利用できるものになりまして、それぞれ用途で少し使い分けていただくようなものになります。ちょっと分かりにくいのですが、移動支援の制度というのがありまして、同行援護が使えない、そのような方でも区の裁量で内容や時間数を決定して移動を支援するような制度になっておりますので、皆様の状況をお聞かせいただいて、状況に応じて必要な移動ができるように区でいろいろ検討して決定をさせていただいている状況になっております。

会長：ありがとうございます。よろしいでしょうか。

委員：

それで通院等介助は荒川区内の事業所はやっているところは多いのですが、区外の事業所に契約している方がいるのですが、その事業所ではヘルパーさんの関係で通院等介助はやっていないところが結構あるのです。それで困っているのですが荒川区としてはどうでしょうか。

事務局：

この通院等介助に限らず、移動を支援するような方の供給が少しやはり十分ではない状況があります。そうしたことから区内になれば区外の事業者も併せて探してみたり、少しキャンセル待ちのような状況になったりですとか、そのような状況は正直あるというようなところでは、何とか事業者を増やしていく必要があるということで、例えば同行援護などでしたら社会福祉協議会と今いろいろ相談していただいて、なり手が増やせないかなどを協議しているところですので、通院等介助も含めてちょっと需要と供給が成り立つように、何とかできることがないかを引き続き検討させていただきたいと思っております。

会長：よろしいでしょうか。

委員：はい、ありがとうございます。

会長：他に何かご質問・ご意見ございますか。

副会長：

移動支援のことについて、内容のところが文言が特定されているような気がしてしょうがないので、一般の障がい者の移動支援がどうなのかということが出てきていて、ここに「全身性障がい者、視覚障がい者、知的障がい者、精神障がい者が」と書いてあるのですが、これは、これを特定した移動支援になってしまうのかということも考えられるので「等も」というようにした方が良いかと思うのです。もともと全身性移動支援というのはすべての8時間ぐらいの支援の中に通院・移動もついている時間もあるし、わざわざ移動支援というのはもらわなくてもすむのです。ただ支援区分3またはそれ以下の人たちが移動支援を受けて、社会参加のためにいただいていると思っているのですが、ここには「全身障がい者、視覚障がい者、精神障がい者が社会参加上不可欠な外出及び余暇活動」と書いてあります。だから「が」と入れてあるとこの人たちが移動支援の対象者になるのではないかとこのように捉えられないかと私は感じているのです。何か良い

言葉があればと思いますが。

会長： はい、よろしく申し上げます。

事務局：

ご意見ありがとうございます。こういった言葉が誤解を招かず適切であるかご意見をいただきましたので、少し検討させていただきたいと思います。

会長： 他にございますか。どうぞ。

委員：

『基幹相談支援センター』です。質問ではなくて意見になると思います。さんもさっきご指摘してくれましたが、計画相談支援はパンクしているのです。人がいない。それは計画相談支援に限ったことではなくて、福祉人材が全然足りないという状況があって、特に計画相談支援は人気がないから全然職員が増えないのです。これは役所の人はどうこうしてくれといっても多分どうにもできないと思っています。なのでこれは意見というか要望になりますが、ぜひここにいらっしゃる皆さんに「計画相談支援やってみるといいよ」と売り込んでいただきたいのです。一人でも職員さんが計画の仕事をやってくれるように、「区でも困っているの後押ししようよ」と一声かけていただきたいと思っています。また大学に進むお子さんがいらっしゃったら、福祉の業界に進む方がいたら、来年の報酬改定で少し相談支援専門員の要件が緩和される見込みがありますので、社会福祉士や精神保健福祉士の国家資格がある方は、主任がいる事業所であれば採用される動きもあるようなので、そのような学生さんがいらっしゃいましたら「荒川区で相談支援をやってくれないか」と言っていただければありがたい。これはお願い事項であります。

もう一つ、私もうっかりしてたのですが、プランの委員もさせてもらっている中で計画相談に目が行きがちなのですが、地域相談、いわゆる地域移行・地域定着をやれる事業者が少ない。ほとんどないのです。これも問題で、プランの中には国の指針で地域移行を進めましょうということになっていますが、やり手がないとやりようがないのでぜひこれも相談支援事業をやっている事業所の皆さんは指定基幹相談支援事業の指定を受けていただいて、地域移行を一緒にやっていたら事業所を増やしていただく必要があると思っていました。そのような現状がこの間7、8年改善できていないということが実情としてある。これは共有です。

最後になりますが145ページに令和6年度からの取り組みで、荒川区障害児通所支援事業所連絡会が設置されるだろうというように読み込んでいるのですが、これはぜひ事業所連絡会に相談支援事業に携わる者も少し入れていただけるとありがたいと思っております。なぜかと言いますと『基幹相談支援センター』にかなり様々なクレームをいただいて、これは良い意味でのクレームだと思っていますが「相談支援専門員がモニタリングに来ないのでどうにかしてくれ」、「年に1回しか顔見ないと相談もしにくい」とかお叱りをいただくのです。そのようなお叱りをいただくと、全事業者に「そういうお叱りをいただいたので、皆さんきめ細かく相談支援しましょう」なんて言うわけです。一方で相談支援専門員からも『基幹相談支援センター』にありがたいクレームをいただいて、「障がい児の通所事業所となかなかうまくいかないのどうしたらいいか」とか「一緒に会議をやりたいのだけど」みたいな声も上がってきております。相談支援専門員はいろいろな事業所を見ているので、そのような立場から通所事業やっている皆さんにご家族さんがなかなか言えない要望なんかも相談支援員さんも抱えていることもあるので、そのような意見も踏まえながら、質の高い通所支援事業につながるようなスキームにさせていただけるとよろしい

かと思ひまして、その部分だけ発言させていただきました。以上です。

会長：

今大事なお指摘をいただいたのですが、いつの会議か忘れてましたが、以前「地域包括支援センター」がよく分からない。その名前は知っているが何をやっているのか分からない。要するに地域包括システムが理解されていないという現状があります。このような介護の問題ですね。今ご指摘いただいたことは今後非常に大事なところになります。その人材不足というのが、人気がないから来ない。来ないから増えない。増えないから人材不足というところで、ぜひこれは区に「本当にこれは大事な仕事である」、その魅力などをもう一度アピールしていただけたらと思っております。区の方からご意見をいただければと思っております。

事務局：

様々なご意見をいただきましてありがとうございます。福祉人材不足をはじめ、地域生活移行の担い手不足、こちらもちょうどおっしゃる通りなので、何とか区でも手を打っていただければと考えております。あとは質の高い通所支援に向けてといたところでご意見をいただきましたので、今後質の高い仕組みづくりに向けて力を貸していただきまして、何とか進めていきたいと思っておりますので引き続きよろしくお願ひいたします。

会長： 他にございますでしょうか。

副会長：

障がい者の福祉計画と障がい児の福祉計画に取り組んでいただくことなのですが、今も事業所で人手不足などいろいろな問題が起きていて、なかなか障がい者が社会参加する道が狭くなっていく感じを受けるのです。なぜかというところ児童の支援に重きを置かれてしまうと、一般の障がい者の支援が薄らいでいく。事業所の定員は同じで利用者も増えていくということはそれだけ薄くなっていく気がするのです。令和8年までの間にどう整備していくか反映されればよいと思っております。プラン策定委員会の時も話が出ていましたが、重度障がい者にとってはなかなか支援を受けづらくなっていくと言われていたので、計画に反映されると書いてありますが、具体的に今後どうしていかれるか、今の段階でなかなか言えないかもしれませんが、教えていただければと思っております。

会長： よろしくお願ひします。

事務局：

先ほどから話が出ています、人手不足に端を発するといいますが、そんな中、特に児童に関する介助の需要がかなり増えている状況があります。そうしたことから障がい者に対する支援が薄くなるのではないかと心配するところですが、そのようなお指摘の通りにならないように、今回後ろの方でも見込量などを算出してありますが、そのようなものを達成できるように、例えば僅かに事業所を増やしていくとか、担い手を増やすとか、即効性がある施策がどこまで出るかというのはありますが、少なくともそのような目標を設けながら何とか区としてはやっていきたいと考えておりますので、まずは課題の意識はしっかりと持ちながら施策を進めていきたいと思っております。

委副会長： ありがとうございます。

会長：

はい、ありがとうございました。他に何かございませんか。なければ最後に事務局から次回
の開催についてお願いいたします。

事務局：

次回の開催ですが、まだ日付は確定していませんが、2月から3月に開催をしたいと考えてお
ります。決定しましたらまた別途ご案内をさせていただきたいと思いますので、皆様どうぞよろ
しくお願いいたします。

会長：

本日もいろいろ貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。それでは、これで本
日の令和5年度第2回荒川区自立支援協議会を閉会いたします。皆様ありがとうございました。

以 上